

茨城県報 第7030号

昭和57年4月12日

月曜日

目次

告示

	ページ
●字区域の変更(2件)(地方課).....	1
●地方自治法施行令に基づく人口告示().....	2
●国民健康保険法に基づく申出の受理(医療福祉課).....	2
●国民健康保険医の登録().....	3
●新規土地改良事業の審査(2件)(農地管理課).....	3
●換地計画の適当決定().....	4
●定款変更の認可().....	4
●道路の区域変更(道路維持課).....	4
●道路の供用開始().....	5
●那珂水系一級河川大谷原川の一部用途廃止(河川課).....	5
●利根川水系一級河川桜川の一部用途廃止().....	5
●都市計画公園の決定(都市計画課).....	6
●都市計画道路の変更().....	6
●土地区画整理法に基づく換地処分(2件)().....	7
●土地区画整理組合の解散認可(2件)().....	7
●土地区画整理組合の事業計画の変更認可().....	8
●公金徴収事務の委託(文化課).....	8

公告

●診療報酬点数表の選択の別(保険課).....	9
●争議行為の予告通知の公表(労政課).....	9
●卸売業務の許可(2件)(流通園芸課).....	9
●土地立ち入り測量(2件)(用地課).....	10
●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課).....	10
●道路位置の指定().....	11

告示

茨城県告示第581号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき金砂郷村内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同村長から届け出があった。

昭和57年4月12日

茨城県知事 竹内藤男

大字松栄字横塚前583

上記を大字葉谷字二丁目に変更

茨城県告示第582号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき古河市内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同市長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により昭和57年4月13日から効力を生ずるものである。

昭和57年4月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

三杉町一丁目 2358の2の内、2359の2、2432、2437、2438の1の内、2439、2440、2441の1の内、2441の2の内、2442の内、2443の1の内、2450の1の内、2450の2の内、2452の内

及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を緑町に変更

緑町2453の内、2486の2の内及びこれに伴う国有地の道路、水路等の全部を三杉町一丁目に変更

茨城県告示第583号

昭和56年3月1日に施行された土浦市と稲敷郡阿見町の境界変更に伴う昭和55年10月1日現在の国勢調査人口は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項第2号の規定により、次のとおりとなる。

昭和57年4月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

土 浦 市 112,683人 阿見町 33,554人

茨城県告示第584号

次の者からの国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第5項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第1条第2項の規定により告示する。

昭和57年4月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

療養取扱機関名	所 在 地	受理年月日	申出範囲
福 田 内 科	鹿島郡神栖町木崎2443—3	57. 3. 8	全 国
高 安 ク リ ニ ッ ク	土浦市立田町1—22	57. 3. 15	〃
たかのす堂薬局	下館市大字樋口字鷹ノ巣1300	57. 3. 9	〃

茨城県告示第585号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第9条の規定により告示する。

昭和57年 4 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記号番号	登 録 年 月 日	国 保 医 名	診 療 科	診 療 に 従 事 す る 場 所
茨 国 医 第4302号	57. 3. 26	金 鎮 久	内科, 外科	鹿島郡銚田町銚田1619 医療法人政理会 北 浦 病 院
茨 国 歯 第1238号	57. 3. 2	斯 波 享	歯 科	土浦市東崎町1-2 田中ビル2 F 斯 波 歯 科 医 院
茨 国 薬 第1174号	57. 3. 12	久 松 敦 子	調 剤	" 桜町3-8-13 大 恵 調 剤 薬 局
" 第1175号	57. 3. 19	加 藤 透 雅	"	石岡市国府2-1-28 加 藤 薬 局
" 第1176号	57. 3. 29	渡 辺 博 文	"	水戸市平須町1819-34 水戸共立調剤薬局

茨城県告示第586号

筑波郡伊奈村大字谷口 405 番地岡田英雄ほか 5 名から、昭和57年 3 月 1 日付けで認可申請のあつた奉社下谷口地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年 4 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

- (ア) 奉社下谷口地区土地改良事業共同施行規約の写し
- (イ) 奉社下谷口地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和57年 4 月14日から昭和57年 5 月 4 日まで

3 縦 覧 の 場 所 伊奈村役場

茨城県告示第587号

稲敷郡東村大字六角 332 番地栗山勲ほか32名から、昭和56年11月30日付けで認可申請のあつた六角第2地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年4月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 六角第2地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 六角第2地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年4月14日から昭和57年5月4日まで

3 縦覧の場所 東村役場

茨城県告示第588号

昭和57年3月1日付けで認可申請のあつた伊佐部第3地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年4月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年4月19日から昭和57年5月8日まで

3 縦覧の場所 東村役場

茨城県告示第589号

昭和57年3月26日付けで、那珂中部土地改良区から申請のあつた定款変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、昭和57年4月3日認可した。

昭和57年4月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和57年4月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年4月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 明野間々田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡関城町大字藤ヶ谷 3323番から	旧	最大 <small>メートル</small> 18.00	2,013.60	
		最小 6.10		
真壁郡関城町大字犬塚 550番地先まで	新	最大 18.00	2,013.60	道路改良工事による 区域変更
		最小 6.00		
		最大 35.00	2,000.00	
		最小 11.50		

茨城県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和57年 4 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年 4 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道明野間々田線
- 2 供用開始の区間
真壁郡関城町大字藤ヶ谷3323番地先から
真壁郡関城町大字犬塚550番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和57年 4 月12日

茨城県告示第592号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行会（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県水戸土木事務所において縦覧に供する。

昭和57年 4 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河川の名称 那珂川水系一級河川大谷原川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
昭和57年 4 月12日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
西茨城郡七会村大字徳蔵字大谷原554番地先から 同郡 同村 大字字中谷原555番地先まで	土 地	337.70㎡

茨城県告示第593号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行会（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県下館土木事務所において縦覧に供する。

昭和57年 4 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称 利根川水系一級河川桜川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
昭和57年 4 月12日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
西茨城郡岩瀬町大字山王字十枚内1697番 1 地先	土 地	703.44㎡

茨城県告示第594号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1号の規定により大宮都市計画公園を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和57年 4 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画を決定する土地の区域
5.5.1 西部総合公園
大宮町大字小野字黒石，字源氏平，字後沢，字深作の一部，字道陸神の全部
- 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により大宮都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和57年 4 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3. 4. 4号 宮中清水線

大宮町 字洞目気，字見渡，字抽ヶ台，字間ノ田，字抽ヶ下

大字石沢字扇田，字柳町

大字若林字伊賀谷津，字南平，字若林，字若林前，字馬坂，字貉久保，字清水

大字小野字清水

3. 4. 7号 宮下清水線

大宮町大字小野字宮下，字天神小屋，字根柄，字反町，字日渡，字門戸山，字塙下，字荻又，

字居合，字源氏平，字深作，字黒石，字堺塚，字狸久保，字清水

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第596号

三杉第二土地区画整理組合施行の三杉第二土地区画整理事業については、換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により告示す。

昭和57年 4 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第597号

薬師堂裏土地区画整理共同施行者施行の薬師堂裏土地区画整理事業については、換地処分があつたので土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により告示する。

昭和57年 4 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第598号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第4項の規定に基づき、会瀬第二土地区画整理組合の解散について認可したから公告する。

昭和57年 4 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第599号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第45条第 4 項の規定に基づき、勝田市海老内土地区画整理組合の解散について認可したから公告する。

昭和57年 4 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第600号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により和銅土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和57年 4 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 和銅土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和52年 3 月24日から昭和58年 3 月31日まで
- 3 施 行 地 区
東茨城郡大洗町磯浜町字和銅，字白畑，字新町，字小橋内，字池尻，字矢ノ内，字榎下，字根本，字牛込，字茶木，字民明，字山王の各一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 東茨城郡大洗町磯浜町6881番地275
大洗町役場 都市計画課内
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日
昭和52年 3 月24日
- 6 変 更 の 主 な 内 容
事業施行期間の延長（昭和56年度までを昭和57年度までに）
資金計画の変更
- 7 変 更 認 可 の 年 月 日
昭和57年 4 月12日

茨城県告示第601号

茨城県立歴史館に係る入館料及び使用料の徴収事務を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、財団法人茨城県教育財団理事長に次のとおり委託した。

昭和57年 4 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

委 託 期 間 昭和57年 4 月 1 日から昭和58年 3 月31日まで

公 告

●診療報酬点数表の選択

健康保険法に基づき指定を受けている保険医療機関が、同法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示第 177 号）に基づいて、昭和57年 4 月 1 日から昭和58年 3 月 31 日までの間に採用する点数表の選択の別は、次のとおりである。

昭和57年 4 月 12 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

点数表（乙）を点数表（甲）に変更するもの。

機関番号	名 称	所 在 地	新機関番号
402, 043, 4	豊 里 病 院	筑波郡豊里町大字田倉4725	401, 005, 4

上記以外の保険医療機関については、従前のおりである。

●争議行為の予告通知の公表

茨城観光自動車労働組合執行委員長宮本信雄から、昭和57年 4 月 2 日労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第 1 項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があつた。

昭和57年 4 月 12 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 事 件 賃金引上げ等の要求について
- 2 日 時 昭和57年 4 月 13 日以降本問題が解決に至るまでの期間
- 3 場 所 茨城観光自動車労働組合の組合員が勤務するすべての職場
- 4 概 要 あらゆる形の争議行為を実施する。

●卸売業務の許可

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第 1 項の規定により、卸売業務を昭和57年 3 月 30 日付で、次のとおり許可した。

昭和57年 4 月 12 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 卸売業務を行う市場の名称
日立市公設地方卸売市場
- 2 卸売業務を行う市場の位置
日立市滑川町2000番地

3 卸売業務を行う取扱品目の部類
水産物部

4 卸売業務を行う者
日立魚類株式会社

1 卸売業務を行う市場の名称
日立市公設地方卸売市場

2 卸売業務を行う市場の位置
日立市滑川町2000番地

3 卸売業務を行う取扱品目の部類
水産物部

4 卸売業務を行う者
株式会社 日立魚市場

●土地立ち入り測量

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和57年 4 月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 県道茨城鹿島線道路改良事業
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
鹿島郡鹿島町大字沼尾字井ノ分，字山崎，字谷原中，字石崎流作，字広角，字鎌田流作，字居下流作，字東政流下，字東政，字横田及び字居下地内
" " 大字須賀字ナキサ，字ウミタ，字川尻及び字大縄場地内
" " 大字瓜木字川尻及び字佐原辺田地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和57年 4 月12日から昭和57年 8 月31日まで

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 県道土浦江戸崎線道路改良事業
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
稲敷郡江戸崎町大字月出里字鹿島，字房ノ後，字八坂ノ根，字八坂神社，字後，字本郷及び字東地内
" " 大字蒲ヶ山字辺田下，字辺田台，字辺田坪，字山崎，字向及び字後田地内

” ” 大字時崎字後田, 字谷田, 字大清水, 字西谷`字アクラ及び字西口内

4 立ち入ろうとする期間

昭和57年4月15日から昭和57年8月31日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和57年4月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂湊市田宮原4355番の1部 (第7工区, 第8工区)

2 事業主の住所及び氏名

那珂湊市和田町二丁目12番1号

那珂湊市長 薄 井 三 郎

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡藤代町藤代字箕輪前958番3, 959番2, 968番2, 970番1, 同番2, 同番4, 同番6, 972番1, 973番1, 同番3から同番5まで, 976番3, 977番1, 同番5

2 事業主の住所及び氏名

千葉県柏市1丁目4番5号

三共株式会社 代表取締役 土 屋 善 博

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和57年4月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
高土木指定 第136号	57. 3. 30	駒木根亦太郎	北茨城市華川町 下相田484	北茨城市華川町下相田 字トカミ464番2, 同番 3, 475番2, 476番2	メートル 4.00	メートル 26.00
潮土木指令 第128号	57. 3. 31	宮内 晃	鹿島郡鹿島町宮 中2278-9	鹿島郡大野村武井釜字 504番3	6.00	63.00
下土木指令 第74号	”	(有)結和土 地建物 代表取締役 宮田はる子	結城市大字結城 7186	結城市大字結城字砂窪 12076番6	4.00	29.94

★ 県政の総覧～県民の六法★

…… 茨 城 県 報 ……

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発所人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所